

越監告示第14号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のとおり公表する。

令和2年3月31日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 城戸 茂夫

記

- 1 監査対象及び執行期間  
建設部 都市整備課（定期監査） 令和元年9月12日（木）～17日（火）

2 措置状況

表 題	工事の計画的な執行について
監査の結果	<p>&lt;意見&gt;</p> <p>①令和元年度7月末までの道路維持改修事業において、上太田町地係道路舗装工事（契約額1,285,200円：4月24日～5月21日）と同地係における同様の工事（契約額1,286,280円：5月20日～6月11日）等、工事の分割による安易な随契と判断されるものが9件あった。</p> <p>②平成30年度の橋梁維持改修事業（国庫補助）の工事18件のうち、15件の工事の始期が1月下旬以降（1月：4件、2月：8件、3月：3件）であった。工事の発注については、業務手順の見直し等速やかに業務改善を行い、計画的な予算執行に鋭意努められたい。</p>
措置の内容	<p>①道路維持改修事業に対する意見事項につきましては、令和元年11月に課員全員に対して周知を行い再確認・徹底するとともに、地方自治法施行令及び市契約規則等を遵守し、適切な設計・発注を行ってまいります。</p> <p>②橋梁維持改修事業に対する意見事項につきましては、当該事業における業務手順書を新たに作成し業務改善を図り、非出水期となる11月以降に工事着手が出来るよう計画的な予算執行に努めてまいります。</p>